



第3期桑折町

子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月
桑折町

計画策定にあたって

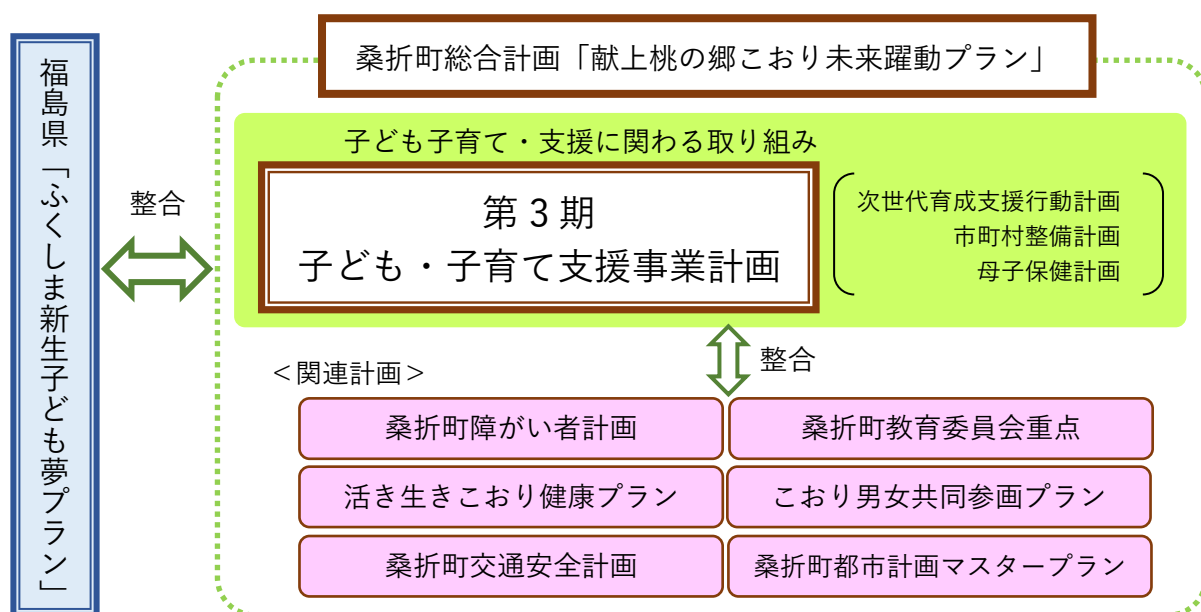
本町ではこれまで、子育て支援施策に計画的に取り組み、「第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画」では、全ての子どもが安定して教育・保育を受けられるような環境づくり、子育てしやすい町づくりに努めてきたところです。

令和7年度からスタートする「第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画」では、共働き家庭の増加への対応や、子育てに不安や負担を抱える家庭への支援、こどもの居場所づくりなどをより一層推進し、全ての子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、町民ニーズや社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実を目指していきます。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定されたものです。

桑折町総合計画「献上桃の郷こおり未来躍動プラン」を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する他の計画や県の計画等とも整合を図り、調和を保った計画としています。



計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行います。

令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
第2期	第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期
点検・評価 計画改訂	点検・評価	点検・評価	点検・評価 中間評価	点検・評価 ニーズ調査	点検・評価 計画改訂	点検・評価

計画の基本的な考え方

地次代を担う子どもたちが伸び伸びとした環境の中で明るく元気に成長し、将来に向けてたくましく「生きる力」を身に付けることができるよう、地域全体で子育てを支援する環境を充実させ、子どもたちの輝く笑顔で町全体が活性化することを目指します。

基本理念

～ 好きです こおり ～

ともに支え愛 ^{あい} 子どもの笑顔が輝き いきいきと健やかに育つまち

基本理念の実現に向け、3つの基本的な視点と7つの基本目標を設定します。

●子どもの視点

子どもの利益を第一に考え、ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保、子どもを取り巻く環境の整備に取り組んでいきます。

●家庭の視点

子育て家庭が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、子育て家庭の視点に立ち、仕事と家庭の両立支援やサービス利用者のニーズに即した取り組みを総合的に進めていきます。

●地域全体による支援の視点

子どもを取り巻く地域全体が子どもや子育て家庭を支援するという視点に立ち、子育てが多くの人の愛情によって支えられていると実感できる取り組みを進めていきます。

基本目標 1

子どもの人権の尊重

- 全ての子どもが人として尊重され、次代の町を担う存在として尊重されるよう、積極的な啓発活動を行います。
- 子ども家庭センター「すくすく」を中心として子どもの権利擁護を推進していきます。

基本目標 2

母子の健康の確保及び増進

- 町と関係機関が密に連携しながら、子どもを安心して産み育てることのできるまちづくりを進めていきます。

基本目標 3

地域における子育て支援の充実

- 誰もが安心して子育てができる「子育てがしやすいまち」を目指し、各施策の充実を図ります。

基本目標 4

子どもの生きる力の育成

- 次代を担う子どもたちが厳しい時代の中でも自分たちの持つ「生きる力」を発揮し、町に活力をもたらすことができるよう、各種施策を推進していきます。

基本目標 5

子育てを支援する安全・安心なまちづくり

- 子育て世代はもちろんのこと、町に暮らす全ての人が安全に安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

基本目標 6

仕事と家庭生活の両立支援の推進

- 子育て家庭が仕事と家庭生活のバランスを取り、うまく両立させながら子育てをすることができるよう、子育て支援体制を充実させていきます。
- 企業に対しては子育て家庭への配慮がなされるよう各種施策を推進していきます。

基本目標 7

特に支援が必要な子どもや家庭への支援

- 支援を必要とする子どもや子育て家庭が学校や地域などで孤立することなく、必要な支援が遅延なく受けられるよう、関係機関の体制づくりと具体的施策を展開していきます。

施策の展開

7つの基本目標のもと、施策・事業へ計画的に取り組んでいきます。

基本目標 1 子どもの人権の尊重

推進施策	主要施策
(1) 子どもの権利擁護の推進	① こども家庭センター「すくすく」の運営 ② 相談窓口の充実 ③ 養育支援訪問事業の整備 ④ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進 ⑤ 子育て世帯訪問支援事業 ⑥ 親子関係形成支援事業 ⑦ 子どもの権利に関する啓発 ⑧ 人権相談事業
(2) 児童虐待防止対策の推進	① 相談窓口の充実（再掲） ② 子育て世帯訪問支援事業（再掲） ③ 子ども虐待防止の啓発
(3) 困難に直面する子どもへの支援	① 不登校等に対する相談体制の整備強化 ② 児童育成支援拠点事業の実施体制の整備 ③ 子育て世帯訪問支援事業（再掲） ④ スクールカウンセラーの活用 ⑤ スクールソーシャルワーカーの活用 ⑥ 教育支援

基本目標 2 母子の健康の確保及び増進

推進施策	主要施策
(1) 妊娠・出産期の支援	① 妊産婦への支援の充実 ② 乳児家庭全戸訪問事業の推進 ③ 妊婦等包括相談支援事業 ④ 妊婦のための支援給付 ★ すくすく育児パッケージプレゼント＆訪問指導 ★ ベビースケール貸出事業 ★ 妊婦・出産ママ交通費助成事業 ★ 不妊治療費助成事業
(2) 健康・保健教育の推進	① 乳幼児健康診査の充実 ② 育児相談の充実 ③ 産後ケア事業の実施 ④ 妊産婦への支援の充実（再掲） ⑤ 生活習慣確立のための教育・支援 ⑥ 食育の推進 ⑦ 思春期対策・支援の推進 ⑧ 放射線への不安軽減
(3) 子ども医療の支援	① 子ども医療費の助成 ② 医療機関等との連携強化 ③ 「福島県救急電話相談」の設置 ④ 予防接種の実施 ★ 予防接種費用助成



★は町独自の支援・助成

基本目標 3 地域における子育て支援の充実

推進施策	主要施策
(1) 子育て支援サービスの充実	① 病児・病後児保育事業の推進 ② 一時預かり事業の充実 ③ 延長保育事業の推進 ④ 地域子育て支援拠点事業の推進 ⑤ 児童館運営の推進 ⑥ 放課後児童クラブ運営の推進 ⑦ 利用者支援事業の推進 ⑧ 地域の人材活用の推進 ⑨ ファミリー・サポート・センター事業の整備 ⑩ 子育て短期支援事業の整備 ⑪ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の整備 ⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の整備 ⑬ 子育て支援の情報提供の充実 ⑭ 児童手当等の周知 ★ 一時預かり保育利用助成 ★ 病児・病後児保育利用助成
(2) 子育て支援のネットワークづくり	① 育児サークル支援の充実



基本目標 4 子どもの生きる力の育成

推進施策	主要施策
(1) 次代の親となる教育の推進	① 地域の人材活用の推進 ② 思春期対策・支援の推進(再掲)
(2) 教育環境の整備	① 総合的な学習の充実 ② 学力の向上に関する支援 ③ 不登校等に対する相談体制の整備強化（再掲） ④ 情報モラル教育の推進 ⑤ 教職員研修の充実 ⑥ 就学前児の保育教育の充実 ⑦ 情報の提供・啓発活動の推進 ⑧ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の推進 ⑨ 教育に係る経済的負担軽減の整備 ★ 給食費助成 ★ 小・中学校入学祝い品制服支給 ★ 英検受験料助成 ★ 認定こども園延長保育料助成事業 ★ 認定こども園（臨時）預かり保育料助成事業 ★ 認定こども園制服購入費助成事業 ★ 入園祝い品制服支給 ★ 桑折学習塾 ★ 奨学資金貸与
(3) 家庭や地域の教育力の向上	① 読書推進事業の推進 ② 家庭の教育力向上事業の充実 ③ 育児サークル支援の充実（再掲） ④ 地域の人材活用の推進

基本目標 5 子育てを支援する安全・安心なまちづくり

推進施策	主要施策
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	① 町営住宅整備事業の推進 ② 公園の適正管理 ③ 多目的複合施設利用の推進 ④ 賑わい創出拠点づくり事業 ⑤ 桑折町結婚新生活支援事業 ★ 桑折町若者定住促進事業補助金 ★ 桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金 ★ 子育て世帯定住促進住宅 
(2) 子どもの安全の確保	① 幼児・児童への交通安全対策事業の推進 ② 幼児・児童への防犯対策事業の推進

基本目標 6 仕事と家庭生活の両立支援の推進

推進施策	主要施策
(1) 仕事と子育ての両立の支援	① 病児・病後児保育事業の推進(再掲) ② 延長保育事業の推進(再掲) ③ 一時預かり事業の充実(再掲) ④ 放課後児童クラブ運営の推進 ⑤ 支援員の資質の向上
(2) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し	① 男女共同参画社会の推進
(3) 家族の時間の確保・充実の推進	① 男女共同参画社会の推進(再掲) ② 生活習慣確立のための教育・支援 ③ 読書推進事業の推進(再掲) ④ 親子のふれあいイベントの実施 ⑤ 遊びと学びの場の情報提供 

基本目標 7 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

推進施策	主要施策
(1) 障がい児支援の充実	① 障がい児自立支援の推進 ② 経済的支援 ③ 就学・就労相談の充実 ④ 障がい児の保育・教育支援の充実 ⑤ ことばの教室
(2) ひとり親家庭への支援	① 相談窓口の充実 ② 経済的支援
(3) 子どもの貧困対策の推進	① 教育に係る経済的負担軽減の整備(再掲) ② 桑折学習塾(再掲) ③ 英検受験料助成(再掲) ④ 相談支援 ⑤ 児童手当等の周知(再掲)

子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

子ども・子育て支援法に定められている「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定めます。

教育・保育の量の見込みと確保策

現在待機児童は発生していませんが、利用者の動向等を鑑みながら、確保量を見直し、事業を展開していくものとします。

■ 幼稚園・認定こども園

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	162	139	112	104	114
②提供量	190	190	190	190	190
差(②-①)	28	51	78	86	76

■ 認定こども園

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	141	152	163	158	155
②提供量	180	180	180	180	180
差(②-①)	39	28	17	22	25

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

全ての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。社会情勢の変化等を鑑みながら、保護者のニーズに応じてサービス提供体制の充実を図っていきます。

■ 量の見込みと確保量

事業	事業の内容	令和11年度	
		見込量	提供量
①利用者支援事業	子育てに関する相談や情報提供、関係機関との連絡調整などを行う事業です。	1 か所	1 か所
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。	4,900 延人	4,900 延人
③妊婦健康診査	妊娠中の疾病や異常の発見、その発生予防のために妊婦健康診査の費用を15回分助成します。	645 延件	645 延件
④乳幼児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。	44 人	44 人

事業	事業の内容	令和 11 年度	
		見込量	提供量
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。	15 延人	15 延人
⑥一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に幼稚園、認定こども園等で一時的に預かる事業です。 本町では、幼稚園在園児を対象とした預かり保育、臨時預かり保育を実施し、令和 7 年度からは認定こども園においても実施します。	【預かり保育】 120 人	150 人
		【臨時預かり保育】 90 延人	300 延人
		【未就園児対象】 60 延人	60 延人
⑦延長保育事業	通常の利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の認定こども園において午後 6 時～7 時まで実施しています。	12 人	12 人
⑧病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。	160 延人	160 延人
⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童保育）	親の就労等により家庭で保育を受けられない小学校に通学する児童を対象に、保護者に代わって児童を保育する制度です。	170 人	225 人
⑩産後ケア事業	産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業です。訪問型、日帰り型、宿泊型があります。	12 人日	12 人日
⑪親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。	6 人	6 人
⑫妊婦等包括相談支援事業	妊婦・産婦や配偶者、特に 0 歳～2 歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。	132 回	132 回
⑬乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。	36 人/日	36 人/日

計画の推進

本計画は、子育て家庭、認定こども園、幼稚園、学校、地域、企業、各種関係機関・団体等との連携・協働のもとに推進していくとともに、健康福祉課を主として、関係各課や桑折町子ども・子育て会議において計画の評価・点検を行い、見直しや以降の取り組みに活かしていきます。また、計画の進捗状況については、毎年度、広報や町のホームページ等を活用して広く町民へ周知を図ります。